

日本に入国する皆様へ (入国後のアプリの利用について)

入国後14日間は、入国時に提出いただいた誓約書に基づき、 以下のことを守ってください。 詳しくは15ページの誓約書をご確認ください。

- 1. 自宅や宿泊施設で待機し、他者との接触を行わないでください。
- 2. 毎日健康状態の報告をしてください。
- 3. 位置情報確認アプリ・ビデオ通話アプリ・接触確認アプリを利用して ください。
- 4. 保健所等からの指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 5. 感染防止の観点から、 ①マスクの着用 ②手指消毒の徹底 ③3密(密閉・密集・密接)の回避 に努めてください。

また、これらの確実な実施のため、以下のアプリ等を利用 してください。

- OEL (位置情報確認アプリ)の利用
 2ページ
- SkypeまたはWhatsApp(ビデオ通話アプリ)の 5ページ
 利用
- ③ 位置情報記録の設定・保存 11ページ
- ④ メール等による健康フォローアップの回答 13ページ
- 5 COCOA (接触確認アプリ)の利用

誓約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および 国籍)や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあ ります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消 手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

14ページ

①OEL(位置情報確認アプリ)の利用

入国後14日間の宿泊場所または自宅での待機期間中毎日、入国者健康確認センターがあなた の所在確認を行います。

このアプリは、入国者健康確認センターからの照会に応じ、あなたの現在の位置情報を報告していただくためのものです。

入国健康確認センターからの照会(位置情報を求める通知)は、ご利用開始後、入国後14日 目まで毎日届きますが、時間帯は一定ではありません。通知が届いたらすみやかに位置情報の報 告をお願いします。

<OELご利用の注意事項>

このアプリは、入国後、**入国者健康確認センターからご利用案内をメールでお送りした** 後でご利用可能になります。

ご利用案内をお送りするまではログイン・利用はできません。 ご利用案内のメールはfollowup@emergency.co.jpから届きます。

初回ログイン時、「OELアプリ利用規約」に同意いただく必要があります。

※ ログインできない場合は、 入国者健康確認センターにご連絡ください。(毎日9:00~18:00対応)

メール: <u>followup@emergency.co.jp</u>

OELのセットアップ方法(iPhone・Android共通)



①OEL(位置情報確認アプリ)の利用

OELのセットアップ方法(続き)



<iPhoneの場合> 位置情報の使用を許可

<Androidの場合> 「アプリの権限」から「現在地をオン」



3

①OEL(位置情報確認アプリ)の利用

OELの利用方法





登録完了メール受信後~14日目まで(毎日)

入国後14日間は、アプリから毎日、複数回、「今ここ!」ボタンを 押すよう、プッシュ通知が届きます。

※ 通知設定を許可した状態としてください。

OVERSEAS ENTRANTS LOCATOR

1時間前

今ここ!ボタンで現在地を報告してください。

<u>通知を受け取ったらすぐに、</u> 「今ここ!」ボタンをタップしてください。

入国者健康確認センターにあなたの現在地が報告されます。



報告が完了すると、 最後に報告した日時が表示されます。

②SkypeまたはWhatsApp(ビデオ通話アプリ)の利用

入国後14日間は、あなたの所在確認を行うため、入国者健康確認センターの担当者からビデ オ通話によりご連絡することがあります。

1. Skypeの利用方法

<Skypeご利用の注意事項>

①所在確認の連絡は、「入国者健康確認センター」から発信します。 (通知に当センターの名称が表示されます) 着信した場合は、カメラをオンにして応答してください。

②Skypeアプリのステータスを「アクティブ」にしてください。

③「入国者健康確認センター」は、発信専用のアカウントです。 皆さまから発信しても応答することができません。 「入国者健康確認センター」からの着信に応答することができなかった場合は、時間を改めて再度ご連絡しますので、それまでお待ちください。

④「入国者健康確認センター」はチャット対応ができません。 チャットをお送りいただいても、返信することができません。

⑤ご申告のメールアドレスでアカウントが見つからない場合は、メールまたは お電話によりご連絡します。

<u>サインアウトすると通話ができなくなります。入国後14日間は、</u> サインアウトせず、サインインしたままの状態にしてください。

※アプリを常に起動しておく必要はありません。

入国者健康確認センターからビデオ通話によりご連絡した場合の応答は、誓約 事項です。誓約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および国籍)等 が公表されることがあります。

②SkypeまたはWhatsApp(ビデオ通話アプリ)の利用 Skype-画面ロック解除中の応答手順

着信すると下記のような通知が出るので、「応答」や「ビデオ」などをタップして応答して ください。

※機種によって多少異なります。アプリは起動していなくても問題ありません。 ※応答する際は、「ビデオ」や 🕑 をタップしてください。

通知エリアに、「入国者健康確認センター」と当センターの名称が表示されます。

iPhoneの通話手順



Androidの通話手順



1

2) ビデオ通話開始。

※自動でスピーカーやビデオがオンにならない場合は、手動でオンにしてください。



🕑 : ビデオオン

②SkypeまたはWhatsApp(ビデオ通話アプリ)の利用 Skype-画面ロック中の応答手順

着信すると下記のような通知が出るので、「応答」や「ビデオ」などをタップして応答して ください。

※機種によって多少異なります。

※応答する際は、「ビデオ」や 🕒 をタップしてください。

ロック画面に、「入国者健康確認センター」と当センターの名称が表示されます。

iPhoneの通話手順

1)「スライドで応答」。 2) ビデオをタップ。 3) 画面ロックを解除。 4) 通話開始。 フォローアップテスト フォローアップテスト Skypeビデオ - 00:06 ◙ Skypeビデオ. X **(**)) + S 通話を追加 >) ×

Androidの通話手順



2) ビデオ通話開始。



※自動でスピーカーやビデオがオンにならない場合は、手動でオンにしてください。



😐 : ビデオオン

②SkypeまたはWhatsApp(ビデオ通話アプリ)の利用

入国後14日間は、あなたの所在確認を行うため、入国者健康確認センターの担当者からビデ オ通話によりご連絡することがあります。

2. WhatsAppの利用方法

くWhatsAppご利用の注意事項> ①所在確認の連絡は、入国者健康確認センターの携帯電話番号から発信します。 (通知に当センターの名称は表示されません) 着信した場合は、カメラをオンにして応答してください。 ②入国者健康確認センターは、発信専用のアカウントです。 皆さまから発信しても応答することができません。 入国者健康確認センターからの着信に応答することができなかった場合は、時間を改めて再度ご連絡しますので、それまでお待ちください。 ③入国者健康確認センターはチャット対応ができません。 チャットをお送りいただいても、返信することができません。 ④ご申告の電話番号でアカウントが見つからない場合は、メールまたは お電話によりご連絡します。





②SkypeまたはWhatsApp(ビデオ通話アプリ)の利用 WhatsApp-画面ロック解除中の応答手順

着信すると下記のような通知が出るので、「応答」や「ビデオ」などをタップして応答して ください。

※機種によって多少異なります。アプリは起動していなくても問題ありません。 ※応答する際は、「ビデオ」や タップしてください。

通知エリアに、当センターの携帯電話番号が表示されます。

iPhoneの通話手順

- <アプリを起動している場合>
- <アプリを起動していない場合>

Androidの通話手順

1) 「応答」をタップ。



(iPhone · Android 共通) 通話終了後



②SkypeまたはWhatsApp(ビデオ通話アプリ)の利用 WhatsApp-画面ロック中の応答手順

着信すると下記のような通知が出るので、「応答」や「ビデオ」などをタップして応答して ください。

※機種によって多少異なります。アプリは起動していなくても問題ありません。 ※応答する際は、「ビデオ」や の をタップしてください。

ロック画面に、通知エリアに、当センターの携帯電話番号が表示されます。

iPhoneの通話手順



Androidの通話手順



(iPhone·Android共通)通話終了後



③位置情報記録の設定・保存

入国後14日間は、お持ちのスマートフォンのGPS設定および以下の設定をオンにし、位置情 報を保存してください。この期間中にあなたが陽性となった場合等に保存された位置情報を保健 所などに提示するために必要な設定です。保健所等からデータの提示を求められた場合には応じ てください。

Androidの手順



入国後14日以内に、あなたが陽性となった場合などに、保存された位置情報を保健所などに 提示いただくために必要な設定です。

iPhoneの手順



④健康フォローアップの回答

新型コロナウイルス感染症が発生している中、皆さまが安全、安心にお過ごしいただけるよう、海外から帰国・入国された皆さまに、**帰国・入国後14日間**、お住まいの自治体の保健所等からメールや電話等による連絡を行い、皆さまの健康状態を確認しております。

健康状態の確認のためのご連絡は、**質問票や誓約書に記載いただいたメールアドレス・電話** 番号等をもとに行います。

※毎日の健康状態の確認でお伺いするのは基本的に以下の内容です。

- ・37.5℃以上の発熱の有無
- ・せき、のどの痛み、強いだるさ等の有無

クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。 厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

■毎日朝11時以降、メールが届きます。 メールに記載されたURLをクリックして、表示されたwebページから 回答の送信をお願いします。 毎日14時までに回答いただくようお願いします。

■メールは<u>healthcondition@followup.mhlw.go.jp</u>から届きます。 お使いのメールアプリの設定等により、受信できるドメインを制限されてい る場合は、<u>@followup.mhlw.go.jp</u>からのメールを受信できるよう、設定の 変更をお願いします。

※ メールアドレスがない場合は、お電話等によりご連絡し、健康状態の確認 をさせていただきます。

⑤COCOA(接触確認アプリ)の利用

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COVID-19 Contact Confirming Application)は、 あなたが新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることがで きるアプリです。



日本入国後、利用規約・プライバシーポリシーをご確認の上、利用を開始してください。



※ アプリの設定後は、アプリを起動したままにしておく必要はありません。 入国後14日間は、お使いのスマートフォンを常に携行し、接触通知機能とBluetooth機 能をオンにした状態としてください。

※ 海外の同様のアプリをすでにご利用の場合は、接触通知機能を使用するアプリを日本の接触確認アプリ(COOCA)に設定してください。アプリを起動した際に「接触通知に使うアプリの切り替え画面」が出ない場合には、以下のとおり設定してください。 iPhoneの場合 【OS設定→接触通知→使用する国/地域→「厚生労働省 日本」→使用する国/地域として設定】 Androidの場合 【設定→Google→COVID-19接触通知システム→ 🏹 →アプリを開く→アプリ内で設定変更】

利用方法等の詳しい情報はこちらをご確認ください。
 ■COCOAに関する情報
 <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</u>
 ■よくある質問
 <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid</u>
 19 ga_kanrenkigyou_00009.html

14

(参考)入国時に提出いただいた誓約書

厚生労働大臣 法務大臣殿

(氏名)

は、本邦帰国/再入国/入国(以下

「入国」という。)に際し、以下の事項を誓約いたします。また、**誓約に違反した場合(不実の記** 載があった場合も含む。)、関係当局により氏名(外国人の場合は氏名及び国籍)や感染拡大の防止 に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ること(さら に、外国人の場合は出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続 等の対象となり得ること)、また、誓約違反が疑われる行為が確認された場合には、自治体等から 関係当局に、当該行為に関する情報(個人情報を含む。)の提供がされ得ることを理解し、承諾し ます。

(1) 誓約内容

- ア 入国時に、検疫官又は入国審査官に提出する出国前検査証明又はその写しが、現地出発前72時 間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関等から「陰性」の証明を受け たものであり、その内容に不実の記載がないこと。
- イ 入国後14日間、①自宅又は宿泊場所など下記(2)に記載する住所で待機すること。なお、 やむを得ない理由により待機場所を変更する必要が生じた場合は、自宅又は宿泊施設を管轄す る保健所及び入国者健康管理センターに事前相談すること。②他者との接触を行わないこと。 ③公共交通機関(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等)を使用し ないこと。
- ウ 入国時に、下記(2)に記載するメールアドレスから、入国後14日間毎日、入国者健康管理 センターに健康状態の報告を行うこと。
- エ 入国時に、①携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストー ルし、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。②厚生労働省が指定する位置 情報確認アプリをインストールし、入国後14日間、アプリから通知が届いたら位置情報の送 信を行うこと。③厚生労働省が指定するビデオ通話アプリをインストールし、入国者健康管理 センターから当該アプリを通じ連絡が来た場合には応答すること。また、携行するスマートフ オンの地図アプリの機能等を利用した位置情報の保存機能を開始し、入国後14日間、位置情 報を保存すること。入国者健康管理センターから位置情報の提示を求められた場合には応じる こと。
- オ 入国時、エにおいて厚生労働省が指定するアプリを保有するスマートフォンにインストールで きない場合又はスマートフォンを保有していない場合は、自らの費用負担により、厚生労働省 が指定するアプリをインストール可能なスマートフォンを空港検疫エリア内でレンタルし、当 該スマートフォンを携行すること。
- カ 入国後14日以内に有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する各都道府県が公 表している新型コロナウイルスに関する「受診・相談センター」に電話連絡し、滞在していた 地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。また、保健所等における指示があった場合 にはそれに従うこと。

キ 入国後に陽性となり、その発症日が入国後14日以内であると判断された場合、旅券番号やスマ ートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所等(旅券番号については、管 轄保健所等に加え、受診医療機関)に提示するなど、調査(感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査)に協力すること。また、療養場所の 指定を含めて保健所等から指示があった場合には従うこと。

⑦ 感染防止対策(①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密(密閉・密集・密接)」の回避) に努めること。

(2) 誓約者氏名等

氏名(アルファベットで記載)		年齢 国籍			滞在国・地域(本邦入国前14日間)	
法定代理人の氏名 (誓約者が未成年の場合)		住所(14日間待機する自宅又は宿泊施設)			空港から居所への交通手段	
					☑を付けてください。 □自家用車、受入企業所有	有車両
旅券番号		日本国内で通話可能な電話番号 (誓約者本人と14日間確実に連絡可能なもの)			 □レンタカー □ハイヤー □入国者専用車両() 	
					□その他 ()
利用可能なビデオ 通話アプリ	メールアドレス (Skype を選択した場合はアプリに登録しているもの)			WhatsApp を利用する電話番号 (Skypeを選択した場合は不要)		
☑を付けてください。 □Skype			@			

※メールアドレス及び電話番号は、入国者健康管理センターからの連絡に用いるため、<u>誤りなく正確に記載</u>してください。また、検疫官に提出する<u>質問票に記載したメールアドレス・電話番号と同一のものを記載</u>してください。

入国後14日間の自宅等での待機や、アプリの利用等について、<u>誓</u> 約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および国籍)や感 染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。

外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび 退去強制手続きの対象となることがあります。

これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の拡大を 防止するために必要な事項です。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

